

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年1月14日（平成27年（行情）諮問第7号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行情）答申第120号）

事件名：平成25年度に特定労働局に報告された熱中症に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「神奈川労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成25年度に神奈川労働局に報告されたもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が平成26年8月14日付け神行開第26-25号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 法5条1号により不開示とされた部分のうち、個人の氏名、住所を除く部分についての開示を求める。

##### 理由

個人の氏名、住所が不開示であれば、その他の部分については、開示しても特定の個人を識別することはできないので、法5条1号の情報には該当しない。

イ 法5条2号イにより不開示とされた部分のうち、事業場の名称、所在地を除く部分についての開示を求める。

##### 理由

事業場の名称、所在地が不開示であれば、事業場を特定することはできないので、その他の部分については、開示しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。した

がって、その他の部分は法5条2号イの情報には該当しない。

ウ 法5条6号柱書きにより不開示とされた部分についての開示を求める。

理由

本件文書は、労働基準監督官等が労働災害に関する調査を行った際の復命書であるが、これは労働安全衛生法91条1項に規定する労働基準監督官の権限に基づいて実施されたものであり、調査に応じない場合は同法120条4号により罰則が定められているものである。したがって、法5条6号柱書きの「監査、検査、取締り（中略）」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」は法制度上存在せず、公表によって災害調査への協力が得られなくなるなどということとはあり得ないものである。法5条6号柱書きに該当するとした処分庁の主張は理由がないものである。

エ 法5条6号イにより不開示とされた部分についての開示を求める。

理由

処分庁は不開示の理由として「労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかになり」としているが、「法令違反等の基準」とは、何を意味しているのか不明である。法令違反になるか否かは、法令の条文及び公開されている解釈例規に基づいて判断されるべきものである。処分庁の主張は理由がないものである。

オ 不開示とされた個別の項目についての意見

次の事項については、開示されるべきである。

- ① 災害発生日月日時
- ② 所定労働時間
- ③ 労働者数
- ④ 被災者の年齢、職種、経験年数、勤務年数、出稼ぎ・一般の別
- ⑤ 発生状況、原因等の概要
- ⑥ 災害発生状況の詳細

理由

- ① 本件については、個人の氏名、住所の開示を求めているのであるから、上記各項目を開示することによって特定の個人が識別されることはない。
- ② 本件については、事業場の名称、所在地の開示を求めているので、上記各項目は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しない。
- ③ 上記各項目は、法5条6号柱書き及びイに該当しない。その理由は上記ウ及びエのとおりである。

## (2) 意見書

### ア 意見の前提について

審査請求人は個人の名前、住所及び事業場の名称、所在地の開示を求めているので、個人及び事業場が特定されることはない。

### イ 意見

本件対象文書について、労働者数（本件対象文書1の4，2の3及び3の3）は開示されるべきである。

### ウ 理由

(ア) 労働者数を公にしても、それによって事業が特定されることはないので、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。したがって、法5条2号の不開示情報には該当しない。

(イ) 法5条6号柱書きによって保護されるべき情報は、実質的なものであり、「おそれ」についても法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

労働者数は単なる事実であり、開示することによって、関係者の信頼関係を損なうものではなく、法5条6号柱書きには該当しない。

また、神奈川労働局は平成25年に発生した死亡災害について、一定の範囲（例：1ないし9名）を示して労働者数を開示しており、労働者数を不開示とする理由は存在しないものである。

(ウ) 安全管理者の選任の要否のように、労働者数によって法適用の有無が決まることはあるが、法令違反や司法処分の措置基準とは無関係なものであり、法5条6号イには該当しない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、平成26年6月17日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、平成26年10月10日付けをもって提起されたものである。

#### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、法5条1号，2号，6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち、下記(3)エに掲げる部分については、諮問に当たり新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### (3) 理由

##### ア 本件対象文書の特定について

本件は、神奈川労働局管内の各労働基準監督署で災害調査を実施し、

平成25年度に神奈川労働局に報告された熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書の開示を求めるものであり、別表1（後に提出された別表2により一部内容が修正されたため、添付を省略する。）に掲げる対象文書1ないし3の文書が対象である。

## イ 災害調査及び災害調査復命書について

### （ア）災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、これらの原因を是正する方法を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制等の人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討することである。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等を聴取し、災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

### （イ）災害調査復命書について

上記（ア）のとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属す

る労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案の確認のみを行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程にいたるまで災害調査復命書と通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

#### (ウ) 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付書類（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項等が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真等が添付されている。

### ウ 不開示情報該当性について

#### (ア) 法5条1号該当性について

別表1に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 6ないし11, 13, 15, 19, 23, 24, 26ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1, 2, 6ないし11, 13,

15, 16, 18, 20, 23ないし26, 28及び31の不開示部分並びに対象文書3の1, 2, 4ないし8, 12, 13, 15及び17ないし29の不開示部分には, 審査請求人が開示を求めている個人の氏名とともに, 本件労働災害における被災者, 当該事業場の関係者等の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており, これらの情報は, 法5条1号の不開示情報に該当し, かつ, 同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表1に記載した情報のうち, 対象文書1の1, 2, 5, 8ないし11, 13, 15, 17ないし25, 27ないし31及び33ないし37の不開示部分, 対象文書2の1, 2, 5, 6, 8ないし11, 13, 15, 16, 18ないし21, 23, 25, 26, 29, 30及び32ないし39の不開示部分並びに対象文書3の1ないし3, 5ないし8, 11ないし13, 15, 17ないし27, 29の不開示部分には, 本件労働災害の災害発生事業場及び当該事業場の事業を遂行するにあたっての内部情報が記載されており, これらが公にされた場合, 重篤な労働災害を発生させたこと, あるいは, 労働関係法令の違反があることが推認されることによって, 当該事業場に対する信用を低下させ, 取引関係や人材確保の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, これらの情報は, 法5条2号イに該当するため, 不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条6号柱書き該当性について

別表1に記載した情報のうち, 対象文書1の1, 2, 5ないし31及び33ないし37の不開示部分, 対象文書2の1, 2, 5ないし21, 23ないし26及び28ないし39の不開示部分並びに対象文書3の1ないし29の不開示部分には, 本件労働災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的を達成するためには, 多数の関係者から, 事実関係の説明, 関係資料の提供, 事故現場の保全・再現等について, 理解と協力を得ることが必要不可欠であり, 仮に, このように入手した情報が公にされることになれば, このような信頼関係は失われ, 労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれがあることから, これらの情報は, 法5条6号柱書きに該当するため, 不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条6号イ該当性について

別表1に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 5ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1, 2, 5ないし21, 23ないし26及び28ないし39の不開示部分並びに対象文書3の1～29の不開示部分には、再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項について、それぞれ詳細に記載されている。

仮に、上記の不開示部分が公にされることになれば、災害調査の具体的な調査項目等が明らかとなることに加えて、労働安全衛生法等の具体的な違反条項とそれに対応する個別・具体的な行政措置との関係が明らかとなり、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準自体が推知されるおそれがある。

その結果、司法処分といった峻厳な措置がなされる可能性がある法違反についてはその事実を隠蔽し、逆に、是正勧告書の交付に留まる法違反についてはその改善が懈怠されるおそれ及び、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法第5条第6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 新たに開示する部分について

別表1に記載した情報のうち、対象文書1の2（「6 安全衛生責任者職氏名」を除く。）、3, 4, 5のうち1文字目ないし4文字目、6（発生時間のうち「分」の数字部分を除く。）、7のうち「職種」、8（「発生状況、原因等の概況」欄の1行目11文字目、13文字目及び14文字目、29文字目ないし32文字目、34文字目ないし38文字目及び2行目22文字目ないし26文字目並びに6行目46文字目、48文字目ないし49文字目、51文字目及び7行目2文字目及び3文字目を除く。）、10のうち7頁21行目1文字目、2文字目及び16文字目ないし18文字目並びに8頁1行目27文字目ないし29文字目、11のうち10頁18ないし22行目及び25～27行目及び11頁1ないし12行目、13のうち「殿」の部分、15のうち「殿」の部分、26のうち死亡診断書の「傷害が発生したとき」のうち「日」の数字部分及び「手段及び状況」欄、27のうち「⑩負傷又は発病月日」及び労働基準監督署名、28のうち「⑦傷病年月日」、32の各項目を新たに開示する。

また対象文書2の2（「4 作業指揮者職氏名」を除く。）、3, 4, 5のうち1文字目ないし3文字目、6（「発生年月日時」のうち「分」の数字部分を除く。）、7のうち年齢、8（「発生状況、原因等の概況」

欄の1行目12文字目ないし14文字目, 16文字目ないし17文字目, 23文字目ないし25文字目及び2行目7文字目ないし14文字目及び3行目3文字目及び5行目22文字目ないし23文字目及び7行目23文字目, 24文字目, 28文字目, 30文字目, 33文字目, 37文字目ないし39文字目, 41文字目及び42文字目を除く。), 10のうち6頁22行目27文字目ないし30文字目, 11のうち10頁17行目, 18行目, 21ないし27行目及び11頁1ないし13行目, 16のうち「殿」の部分, 22の「発生日時」欄のうち「日」の数字部分及び「生年月日」欄のうち被災者年令部分及び「被災地の場所」欄のうち「横浜市」の部分及び「災害発生状況及び原因」欄のうち1行目4文字目ないし9文字目, 24の「四死亡の原因」欄のうち項目名「発病(発症)又は受傷から死亡までの期間」の印影以外の部分及び「六外因死の追加事項」欄のうち傷害発生日時の「日」の数字部分並びに「傷害が発生したところの種別」欄の「横浜市」の部分, 27, 30のうち「委託名」欄の5文字目ないし23文字目の各項目を新たに開示する。

さらに対象文書3の2(「6 安全衛生責任者職氏名」を除く。), 3の1文字目ないし3文字目, 5の1行目23文字目ないし25文字目, 7のうち6頁21行目, 22行目及び24行目16文字目ないし18文字目並びに7頁15行目4文字目ないし6文字目及び35文字目ないし37文字目並びに17行目8文字目及び9文字目, 8のうち11頁8行目17文字目, 18文字目及び27行目5文字目ないし7文字目並びに17頁23ないし26行目並びに18頁3ないし19行目, 10のうち1行目及び3行目及び7なし9行目, 13のうち「殿」の部分, 15のうち「殿」の部分, 22のうち死亡届の「死亡したとき」欄及び死体検案書の「傷害が発生したとき」欄, 30ないし32の各項目を新たに開示する。

#### オ 本来不開示とするべき情報について

- (ア) 被災者の年齢については, 本来は氏名等と一体として, 当該被害者の個人に関する情報であって, 法5条1号の不開示情報に該当するものであるが, 対象文書2においては, 原処分で死体検案書の年齢部分が開示されていることから, 今回に限って開示することとした。
- (イ) 同じく, 対象文書3においても, 原処分で災害調査復命書の「被災状況」欄の年令部分が開示されていることから, 今回に限って開示することとした。
- (ウ) 発生年月日については, 当該被害者の個人に関する情報等であって, 本来は法1号, 2号イ, 6号柱書き及びイに該当するものであ

るが、対象文書1及び対象文書2においては文書内で開示されている情報から発生日が類推され、対象文書3においては発生日時が原処分が開示されていることから、今回に限って開示することとした。

#### (4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「個人の氏名、住所が開示であれば、その他の部分については、開示しても特定の個人を識別することはできないので、法5条1号の情報には該当しない。」、「事業場の名称、所在地が開示であれば、事業場を特定することはできないので、その他の部分については、開示しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。従って、その他の部分は法5条2号イの情報には該当しない。」、「本件文書は、労働基準監督官等が労働災害に関する調査を行った際の復命書であるが、これは労働安全衛生法91条1項に規定する労働基準監督官の権限に基づいて実施されたものであり、調査に応じない場合は同法120条4号により罰則が定められているものである。したがって、法5条6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は法制度上存在せず、法5条6号柱書きに該当するとした処分庁の主張は理由がないものである。」及び「処分庁は不開示の理由として「労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかになり」としているが、「法令違反等の基準」とは、何を意味しているか不明である。法令違反になるか否かは、法令の条文及び公開されている解釈例規に基づいて判断されるべきものであり、これら以外に何らかの基準があるとすれば、罪刑法定主義の原則に反するものであり、処分庁の主張は理由がないものである。」と主張している。

しかしながら、法3条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象行政文書ごとに法5条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は当該対象行政文書の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、請求者が開示を求める部分のうち、上記(3)エに掲げる情報については諮問に当たり新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ、6号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### 2 補充理由説明書

#### (1) 不開示情報該当性について

上記1の理由説明書の「(3)ウ 不開示情報該当性について」の(ア)ないし(エ)を以下のとおり修正する。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性について

別表2に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 6ないし11, 13, 15, 19, 23, 24, 26ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1, 2, 5ないし10, 12, 14ないし15, 17, 19, 22ないし26及び36の不開示部分並びに対象文書3の1, 2, 5ないし10, 14ないし15, 17, 19ないし31の不開示部分には、審査請求人が開示を求めている個人の氏名とともに、本件労働災害における被災者、当該事業場の関係者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、これらの情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表2に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 4, 5, 8ないし11, 13, 15, 17ないし25, 27ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1ないし5, 7ないし10, 12, 14ないし15, 17ないし20, 22, 24ないし25, 27ないし35及び37の不開示部分並びに対象文書3の1ないし5, 7ないし10, 13ないし15, 17, 19ないし29, 31の不開示部分には、本件労働災害の災害発生事業場及び当該事業場の事業を遂行するにあたっての内部情報が記載されており、これらが公にされた場合、重篤な労働災害を発生させたこと、あるいは、労働関係法令の違反があることが推認されることによって、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条6号柱書き該当性について

別表2に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 4ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1ないし20及び22ないし37の不開示部分並びに対象文書3の1ないし31の不開示部分には、本件労働災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的を達成するためには、多数の関係者から、事実関係の説明、関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理

解と協力を得ることが必要不可欠であり、仮に、このようにして入手した情報が公にされることになれば、このような信頼関係は失われ、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条6号イ該当性について

別表2に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 4ないし31及び33ないし37の不開示部分、対象文書2の1ないし20及び22ないし37の不開示部分並びに対象文書3の1ないし31の不開示部分には、再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項について、それぞれ詳細に記載されている。

仮に、上記の不開示部分が公にされることになれば、災害調査の具体的な調査項目等が明らかとなることに加えて、労働安全衛生法等の具体的な違反条項とそれに対応する個別・具体的な行政措置との関係が明らかとなり、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準自体が推知されるおそれがある。

その結果、司法処分といった峻厳な措置がなされる可能性がある法違反についてはその事実を隠蔽し、逆に、是正勧告書の交付に留まる法違反についてはその改善が懈怠されるおそれ及び、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 新たに開示する部分について

上記1の理由説明書の「(3)エ 新たに開示する部分について」を以下のとおり修正する。

エ 新たに開示する部分について

別表2に記載した情報のうち、対象文書1の2（「6 安全衛生責任者職氏名」を除く。）、3, 5のうち1文字目ないし4文字目、6（「発生年月日時」欄のうち「日」及び「曜日」の部分。）、7のうち「職種」、8（「発生状況、原因等の概況」欄の1行目1文字目ないし10文字目、12文字目、15文字目ないし19文字目、33文字目、39文字目ないし43文字目及び2行目7文字目ないし11文字目並びに6行目47文字目、50文字目及び7行目1文字目及び4文字目）、10（7頁21行目1文字目、2文字目及び16文字目ないし18文字目並びに8頁1行目27文字目ないし29文字目）、11（10頁18行目ないし22行目及び25ないし27行目及び11頁1ないし12行目）、13のうち「殿」の部分、15のうち「殿」の

部分， 2 6（死亡診断書の「傷害が発生したとき」のうち「日」の数字部分及び「手段及び状況」欄）， 2 7（「⑩負傷又は発病月日」及び労働基準監督署名）， 2 8のうち「⑦傷病年月日」， 3 2の各項目を新たに開示する。

また対象文書 2 の 2（「4 作業指揮者職氏名」を除く。）， 4のうち 1文字目ないし 3文字目， 5（「発生年月日時」欄のうち「日」及び「曜日」の部分）， 7（「発生状況， 原因等の概況」欄の 1行目 1文字目ないし 1 1文字目， 1 5文字目， 1 8文字目ないし 2 2文字目， 2 6文字目ないし 3 9文字目及び 2行目 4文字目ないし 6文字目， 1 5文字目ないし 3 0文字目， 4 5文字目ないし 4 8文字目及び 3行目 1文字目， 2文字目， 4文字目ないし 6文字目及び 7行目 2 5文字目ないし 2 7文字目， 2 9文字目， 3 1文字目， 3 2文字目， 3 4文字目ないし 3 6文字目， 4 0文字目及び 4 3文字目）， 9の災害発生状況の詳細のうち 6頁 2 2行目 2 7文字目ないし 3 0文字目， 1 0のうち 1 0頁 1 7行目ないし 1 8行目， 2 1行目ないし 2 7行目及び 1 1頁 1行目ないし 1 3行目， 1 5のうち「殿」の部分， 2 1（「発生日時」欄のうち「日」の数字部分及び「被災地の場所」欄のうち「横浜市」の部分及び「災害発生状況及び原因」欄のうち 1行目 4文字目ないし 9文字目）， 2 3（「四死亡の原因」欄のうち項目名「発病（発症）又は受傷から死亡までの期間」の印影以外の部分及び「六外因死の追加事項」欄のうち傷害発生日時の「日」の数字部分並びに「傷害が発生したところの種別」欄の「横浜市」の部分）， 3 5のうち「委託名」欄の 5文字目ないし 2 3文字目の各項目を新たに開示する。

さらに対象文書 3 の 2（「6 安全衛生責任者職氏名」を除く。）， 4の 1文字目ないし 3文字目， 5（「発生年月日時」欄のうち「日」及び「曜日」の部分）， 7（1行目 1 3文字目， 1 4文字目及び 2 3文字目ないし 2 5文字目）， 9（6頁 2 1行目ないし 2 2行目及び 2 4行目 1 6文字目ないし 1 8文字目並びに 7頁 1 5行目 4文字目ないし 6文字目及び 3 5文字目ないし 3 7文字目並びに 1 7行目 8文字目及び 9文字目）， 1 0（1 1頁 8行目 1 7文字目及び 1 8文字目， 2 7行目 5文字目ないし 7文字目， 1 7頁 2 3行目ないし 2 6行目並びに 1 8頁 3～1 9行目）， 1 2（1行目及び 3行目及び 7行目ないし 9行目）， 1 5のうち「殿」の部分， 1 7のうち「殿」の部分， 2 4（死亡届の「死亡したとき」欄のうち「日」の部分及び死体検案書の「傷害が発生したとき」欄のうち「日」の部分）， 3 2ないし 3 4の各項目を新たに開示する。

(3) 別表について

理由説明書別表1を別表2のとおり修正する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| ①平成27年1月14日 | 諮問の受理                        |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                |
| ③同月27日      | 審議                           |
| ④同年3月2日     | 審査請求人から意見書を收受                |
| ⑤同年4月13日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受              |
| ⑥同年5月8日     | 審査請求人から意見書2を收受               |
| ⑦平成28年5月10日 | 委員の交代に伴う所要の手續及び本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧同月26日      | 審議                           |
| ⑨同年6月9日     | 審議                           |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「神奈川労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものも含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成25年度に神奈川労働局に報告されたもの。」であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書3の文書である。

処分庁は、本件対象文書のうち、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち、その一部を新たに開示するとしているが、その余の部分については、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載内容から、本件対象文書の不開示部分のうち、上記の第2の2（1）ア及びイに掲げる部分を除く部分の開示を求めていると解されることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、当該部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）文書1の不開示部分について

###### ア 災害調査復命書本体の不開示部分について

###### （ア）別表2の2欄に掲げる1（「代表者職氏名」欄）の不開示部分について

当該部分は、審査請求人が開示を求めている「事業場名」及び「所在地」の各欄の記載とともに、災害発生事業場の特定につながる情報であり、これが公になると、今後、当該事業場の事業の内

容が明らかになることなどによって、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる2（「安全管理体制」欄）の不開示部分について

当該部分は、安全衛生責任者職氏名が記載されているところ、これは、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる4（「労働者数」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場に係る情報ではあるが、これを公にしても当該事業場を特定することができる情報であるとは認められないことから、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 別表2の2欄に掲げる5（「災害発生地」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場の特定に係る情報又は災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報であると認められる。

当該部分のうち、1文字目ないし3文字目は、諮問庁が諮問に当たり開示するとしている情報からおのずと明らかとなる情報であると認められることから、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が

労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。このため、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

しかしながら、その余の部分については、これを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 別表2の2欄に掲げる6（「発生年月日」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報であると認められ、災害が発生した時刻の一部（「分」の部分）である。

当該部分は、氏名等の記載はなく、特定の個人を識別することはできず、また、原処分において、災害発生時刻の「時」の部分が既に開示されていることから、当該部分を公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、さらに、同様の理由により、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(カ) 別表2の2欄に掲げる7（「被災状況」欄）の不開示部分について

当該部分は、本件災害の被災者について、審査請求人が開示を求めている氏名とともに、「年齢」、「経験年数」、「勤続年数」及び「出稼・一般の別」の各欄の記載内容の一部又は全部が不開示とされている。

これらの情報は、一体として当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、審査請求人が開示を求めている「氏名」及び「年齢」は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 別表2の2欄に掲げる8（「発生状況・原因等の概況」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害調査の調査結果として得られた本件災害の原因等の概要が記載されており、災害発生日時等に係る一部の情報が不開示とされている。

そこで検討するに、不開示とされた部分は、一体として本件災害の被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分の情報を公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ク) 別表2の2欄に掲げる9（「面接者職氏名」欄）の不開示部分について

当該部分は、本件災害調査において面接を受けた者の職氏名等が

記載されている。当該部分の情報は、面接を受けた者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ケ) 別表2の2欄に掲げる10（「災害発生状況の詳細」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生状況の詳細な内容が記載されており、災害関係者の申述及び提供資料により、調査担当官が記載した情報であると認められ、これを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(コ) 別表2の2欄に掲げる11（「災害発生の原因、再発防止のために講ずべき対策等の詳細」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき、調査担当官が災害の原因、対策等を記載したものであると認められる。

当該部分のうち、本件の災害である熱中症は、労働の現場のみならず、広く国民の間においても発症が多く認められ、その症状や対策についても報道等により広く周知されているところ、10頁23行目及び24行目の記載内容は、その内容と共通する部分が多く認められる。また、10頁2行目及び11頁13行目の記載は項番及び見出しである。そうすると、これらの部分には個人に関する情報は記載されておらず、また、これを公にしても災害発生事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある

とは認められない。

したがって、当該部分のうち、10頁2行目、23行目及び24行目並びに11頁13行目は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

しかしながら、その余の部分は、上記（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(サ) 別表2の2欄に掲げる12（「違反条項」、「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場における労働関係法令の違反条項並びに調査官意見及び署長判決が記載されている。

a 「署長判決および意見」欄並びに「調査官意見および参考事項」欄の3行目5文字目ないし17文字目及び5行目3文字目ないし6行目末尾の記載内容について

「調査官意見および参考事項」欄の3行目5文字目ないし17文字目及び5行目3文字目ないし6行目末尾は、原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報であり、また、「署長判決および意見」欄には、災害調査で明らかにされた調査事項や再発防止対策に関する事項及び調査結果に関する事項の記載は認められない。

そうすると、これを公にしても、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等があるとは認められない。

したがって、「署長判決および意見」欄並びに「調査官意見および参考事項」欄の3行目5文字目ないし17文字目及び5行目3文字目ないし6行目末尾は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 「違反条項」欄及び「調査官の意見および参考事項」欄のうち上記aで検討した部分以外の部分について

「違反条項」欄及び「調査官の意見および参考事項」欄のうち、上記aで検討した部分以外の部分は、具体的な違反条項及び本件災害調査結果に係る調査官の意見が詳細に記載されている。これらは、災害関係者の申述及び提供資料に基づき、調査官が本件災害に係る意見として記載した情報及びそれらに基づいて

認定された違反条項であると認められる。

したがって、「違反条項」欄及び「調査官の意見および参考事項」欄のうち、上記 a で検討した部分以外の部分は、上記（工）後段と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 是正勧告書（案）の不開示部分について

当該文書は、本件災害に関して、所轄の労働基準監督署が災害発生事業場に対し交付した是正勧告書の案の段階のものであると認められる。

（ア）別表 2 の 2 欄に掲げる 1 3（代表者職氏名）の不開示部分について

当該部分は、審査請求人が開示を求めている事業場名及び代表者氏名とともに、労働基準監督署が是正勧告書を交付した事業場を特定することとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当すると認められ、同条 1 号並びに 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

（イ）別表 2 の 2 欄に掲げる 1 4（「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」の各欄）の不開示部分について

a 「法条項等」及び「違反事項」の各欄の記載について

当該部分は、災害発生事業場が労働基準監督署から指摘された労働関係法令違反に係る違反条項及び違反事項の内容が記載されていると認められる。これらの記載内容は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報に基づくものであると認められ、これらを公にした場合、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（工）後段と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 「是正期日」欄の不開示部分について

当該部分は、労働関係法令違反の内容に応じて、労働基準監督署が設定したものであり、一律に定まるものではないと認められる。

このため、当該部分を公にしても、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、

労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 指導票（案）の不開示部分について

当該文書は、本件災害に関して、所轄の労働基準監督署が災害発生事業場に対し交付した指導票（案）であると認められる。

(ア) 別表2の2欄に掲げる15（「代表者職氏名」）の不開示部分について

当該部分は、上記イ（ア）で検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる16（「指導事項」欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場が労働基準監督署から改善すべき具体的な事項・内容について指導された事項が記載されている。

当該部分のうち、15頁1行目1文字目ないし20文字目、2行目11文字目ないし16頁3行目末尾、17頁1行目1文字目ないし20文字目、2行目12文字目ないし3行目4文字目、3行目15文字目ないし33文字目及び4行目5文字目ないし18頁4行目末尾の記載は、原処分において既に開示されている情報や同種の労働災害に対する予防対策として公表されている情報と同様の内容であることが認められることから、これを公にしても、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、15頁1行目1文字目ないし20文字目、2行目11文字目ないし16頁3行目末尾、17頁1行目1文字目ないし20文字目、2行目12文字目ないし3行目4文字目、3行目15文字目ないし33文字目及び4行目5文字目ないし18頁4行目末尾の記載は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

しかしながら、当該部分のその余の部分は、災害発生事業場の特定に係る情報又は災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当

官が記載した情報であると認められる。

したがって、当該部分のその余の部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 添付書類（「災害発生事業場の地図，図面及び写真」）の不開示部分について

（ア）別表2の2欄に掲げる17（災害発生現場の地図等）の不開示部分について

a 当該部分のうち、19頁及び20頁は、災害発生現場を示す地図であり、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には、当該事業場が特定される可能性があるとして認められる。

したがって、当該部分のうち、19頁及び20頁の地図は、上記ア（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 当該部分のうち、21頁は災害発生現場に係る見取り図であり、災害発生事業場の特定につながる情報は記載されておらず、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

また、今後同様の災害調査において事故の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分のうち、21頁の見取り図は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）別表2の2欄に掲げる18（災害発生現場の写真及びその記事の内容）の不開示部分について

当該部分は、本件災害に係る関係者の協力を得て、災害発生現場を撮影した写真及び当該写真の記事を記載したものと認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 事業場提出資料の不開示部分について

（ア）別表2の2欄に掲げる19ないし25（事業場内部文書）の不開示部分について

これらの文書は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる26（死亡届及び死亡診断書）の不開示部分について

a 死亡届について

(a) 当該部分のうち、項番（1）ないし（10）には、審査請求人が開示を求めている本件災害の被災者の氏名とともに、生年月日、死亡日時、住所及び本籍等が記載されており、一体として被災者本人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名、生年月日、住所及び本籍は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

その余の部分のうち、死亡日時及び死亡場所は機微な情報であることから、また、死亡したときの世帯の主な仕事は、本件災害の被災者の関係者等一定の範囲の者にとっては、被災者の特定につながる情報であると認められることから、いずれも部分開示できない。

したがって、当該部分は、上記ア（キ）と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(b) 当該部分のうち、上記（a）以外の部分は、死亡届を行った個人の住所、本籍、氏名、生年月日、署名、電話番号及び印影であり、上記ア（キ）と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 死亡診断書（死亡検案書）について

当該文書は、本件災害の被災者について、医師の検案に基づき、その死亡の原因等が記載されたものであり、具体的には、被災者に関する情報、検案を行った医師に関する情報が記載されている。

(a) 被災者に関する情報について

当該部分は、審査請求人が開示を求めている被災者の氏名とともに、生年月日、死亡場所等が記載されており、一体として、被災者本人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関

する情報であって特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、「傷害が発生したとき」欄の不開示部分は、上記ア（オ）において開示すべきと判断した情報と同一であり、「傷害が発生したところ」欄のうち、県名は、諮問庁が諮問に当たり開示していること、市名は、上記ア（エ）において開示すべきと判断したことから、また、傷害が発生したところの種別欄の記載内容は、原処分において既に開示されている情報と同一であると認められることから、いずれも同号ただし書イに該当し、同様の理由から同条6号柱書き及びイのいずれにも該当しない。

その余の部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、生年月日は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分は、死亡日時、死亡場所等であり、これらの情報は、機微な情報であると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分のうち、「傷害が発生したとき」欄、「傷害が発生したところ」欄の県名及び市名並びに傷害が発生したところの種別欄の各欄の不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当し、同条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (b) 検案を行った医師に関する情報のうち、診断年月日及び本診断書発行年月日は、当該医師に係る情報ではあるが、当該医師の特定につながる情報であるとは認められず、また、公にしても当該医師の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、診断年月日及び本診断書発行年月日は、法5条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべ

きである。

(c) 検案を行った医師に関する情報のうち上記(b)を除く部分は、当該医師の氏名、職名、勤務先及び印影であり、これらは、当該医師に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イないしハに該当しない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名及び印影は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、当該医師の勤務先は、関係者等一定の範囲の者にとっては、当該医師の特定につながる情報であると認められることから、部分開示できない。

しかしながら、職名は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても当該医師の権利利益が害されるおそれがないと認められ、また、公にしても、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、職名は、法5条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる27(療養補償給付たる療養の給付請求書)の不開示部分について

当該文書は、本件災害の被災者の療養の給付請求書であり、記載されている情報は、一体として当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、⑩災害の原因及び発生状況欄の記載内容のうち、1行目23文字目ないし36文字目及び2行目14文字目ないし4行目末尾は、既に原処分で公にされている情報と同様の内容であり、また、⑰負傷又は発病の時刻欄の不開示部分は、原処分で既に開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり開示するとしている情報と同様の内容であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。しかしながら、その余の部分の情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められな

いことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該被災者の生年月日及び年齢は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災労働者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

さらに、上記において法5条1号ただし書イに該当すると判断した部分は、これを公にしても、当該事業場の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分のうち、⑰負傷又は発病の時刻欄の不開示部分並びに⑲災害の原因及び発生状況欄の記載内容のうち1行目23文字目ないし36文字目及び2行目14文字目ないし4行目末尾は、法5条1号ただし書イに該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 別表2の2欄に掲げる28（診療費請求内訳書）の不開示部分について

当該文書は、本件災害の被災者の診療費請求内訳書であり、記載されている情報は、一体として当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、生年月日及び年齢は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分のうち、災害発生事業場に係る情報は、これを公にすると、当該事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報

を知る者には被災者が特定されるおそれがあり、また、当該事業場に係る情報以外の部分の情報は、当該被災者の傷病の状況や治療の内容等に係る機微な情報であると認められることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 別表2の2欄に掲げる29（労働者名簿）ないし31（賃金台帳）の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 別表2の2欄に掲げる33ないし35（被災者個人情報）の不開示部分について

当該文書は、健康診断個人票等の本件災害の被災者の個人情報が記載されていると認められ、それぞれの文書において、一体として、当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、これらの文書において、審査請求人が開示を求めている氏名や当該被災者の生年月日等の個人識別部分を除いた部分の情報は、当該被災者の健康診断の結果等、通常、人に知られることを忌避する機微な情報であると認められ、これを公にすると当該被災者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 別表2の2欄に掲げる36（時間外労働・休日労働に関する文書）の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場の時間外労働・休日労働に関する文

書であり、当該事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

当該部分のうち、「労働者数」欄の記載は、個人に関する情報は記載されていないことに加え、上記ア（ウ）において開示すべきと判断した情報と同様の内容であると認められることから、これを公にしても災害発生事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

しかしながら、その余の部分については、これを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分のうち、「労働者数」欄は法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、同条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ク) 別表2の2欄に掲げる37（事業場内部文書）の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2の不開示部分について

ア 災害調査復命書本体の不開示部分について

(ア) 別表2の2欄に掲げる1（「代表者職氏名」欄）の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア（ア）で検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる2（「安全管理体制」欄）の不開示部分について

当該部分は、作業指揮者職氏名が記載されているところ、これは、

法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(イ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる3(「労働者数」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(ウ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

(エ) 別表2の2欄に掲げる4(「災害発生地」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(エ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。また、当該部分には、諮問庁が諮問に当たり開示するとしている情報からおのずと明らかとなる部分は認められない。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 別表2の2欄に掲げる5(「発生年月日時」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(オ)において検討した情報と同様の情報であると認められることから、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められず、また、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれ、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同様の理由により、災害発生事業場の特定につながるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き

及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(カ) 別表2の2欄に掲げる6(「被災状況」欄)の不開示部分について

当該部分は上記(1)ア(カ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(カ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 別表2の2欄に掲げる7(「発生状況・原因等の概況」欄)の不開示部分について

当該部分は、災害調査の調査結果として得られた本件災害の原因等の概要が記載されており、災害発生日時等に係る一部の情報が不開示とされている。

そこで検討するに、不開示とされた部分は、一体として本件災害の被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、5行目の不開示部分は、上記(オ)において開示すべきと判断した情報と同一であることから、同号ただし書イに該当すると認められ、同様の理由から、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しない。

しかしながら、その余の部分の情報は、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、5行目の不開示部分以外の部分について、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分のうち、5行目の不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記(1)ア(キ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ク) 別表2の2欄に掲げる8(「面接者職氏名」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(ク)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（ク）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められ、同条２号イ並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ケ）別表２の２欄に掲げる９（「災害発生状況の詳細」欄）の不開示部分について

当該部分は、上記（１）ア（ケ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（ケ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当すると認められ、同条１号、２号イ及び６号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（コ）別表２の２欄に掲げる１０（「災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細」欄）の不開示部分について

当該部分は、上記（１）ア（コ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

当該部分のうち、９頁２０行目、１０頁１９行目及び２０行目並びに１１頁１４行目には、個人に関する情報は記載されておらず、また、これを公にしても災害発生事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、９頁２０行目、１０頁１９行目及び２０行目並びに１１頁１４行目は、法５条１号、２号イ並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記（１）ア（エ）後段と同様の理由により、同号柱書きに該当すると認められ、同条１号、２号イ及び６号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（サ）別表２の２欄に掲げる１１（「違反条項」、「措置」、「署長判決及び意見」及び「調査官の意見及び参考事項」の各欄）の不開示部分について

当該部分の情報は、上記（１）ア（サ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

a 「措置」欄、「署長判決及び意見」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄の３行目２２文字目ないし５行目末尾について

当該部分のうち、「措置」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄の３行目２２文字目ないし５行目末尾は、原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報であり、また、「署長

判決及び意見」欄には災害調査で明らかにされた調査事項や再発防止対策に関する事項及び調査結果に関する事項の記載は認められない。

したがって、「措置」欄、「署長判決及び意見」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄の3行目22文字目ないし5行目末尾は、上記(1)ア(サ)aと同様の理由により、法5条6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

b 「違反条項」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄のうち上記aで検討した部分以外の部分について

「違反条項」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄のうち上記aで検討した部分以外の部分は、上記(1)ア(サ)bで検討した部分と同様に、具体的な違反条項及び本件災害調査に係る調査官の意見が詳細に記載されている。

したがって、「違反条項」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄のうち、上記aで検討した部分以外の部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 是正勧告書(控)の不開示部分について

(ア)別表2の2欄に掲げる12(代表者職氏名)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)イ(ア)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)別表2の2欄に掲げる13(「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」の各欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)イ(イ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分のうち、法条項等及び違反事項の各欄の記載は上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、その余の是正期日欄の記載は、上記(1)イ(イ)bと同様の理由により、同号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ)別表2の2欄に掲げる14(「受領者職氏名」欄及び印影)の不開示部分について

当該部分は、当該是正勧告書を受領した災害発生事業場の職員の職氏名及び印影であると認められる。

当該部分は、当該職員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当することから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(キ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 指導票(控)の不開示部分について

##### (ア) 別表2の2欄に掲げる15(代表者職氏名)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ウ(ア)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 別表2の2欄に掲げる16(「指導事項」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ウ(イ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

当該部分のうち、1行目26文字目ないし29文字目の記載は、審査請求人が開示を求めている情報であるが、その余の記載は、原処分において既に開示されている情報や同種の労働災害に対する予防対策として公表されている情報と同様の内容であることが認められることから、これを公にしても、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち1行目26文字目ないし29文字目以外の部分は、法5条6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる17(「受領者職氏名」欄)の不開示部分について

当該部分は、当該指導票を受領した災害発生事業場の職員の職氏名及び印影であり、上記イ(ウ)において検討した情報と同一であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(キ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 添付書類(「災害発生事業場の地図、図面及び写真」)の不開示部分について

(ア) 別表2の2欄に掲げる18(災害発生現場の地図)の不開示部分について

当該部分は、災害発生現場を示す地図であり、上記(1)エ(ア)のaにおいて検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる19(災害発生現場の写真及びその記事の内容)の不開示部分について

当該部分は、本件災害に係る関係者の協力を得て撮影した写真及び当該写真の記事を記載したものと認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 労働者死傷病報告の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場が所轄の労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告であると認められる。

(ア) 別表2の2欄に掲げる20(「労働保険番号」欄)の不開示部分について

当該部分は、労働保険番号が記載されており、これは、災害発生事業場の特定につながる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイに

ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる22の不開示部分について

a 被災者に係る情報（被災者の氏名、生年月日、年齢、経験期間、死亡日時及び被災地の場所の各欄）の不開示部分について

当該部分は、本件災害の被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、生年月日及び年齢は、個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分の経験期間、死亡日時及び被災地の場所は、当該被災者の関係者等一定の範囲の者にとっては、被災者の特定につながる情報であると認められることから、いずれも部分開示できない。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(キ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 災害発生事業場に係る情報（事業場の名称、所在地、労働者数、報告書作成者職氏名及び事業者職氏名の各欄）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場に係る情報である。このうち、事業場の名称及び所在地の各欄の情報は、審査請求人は開示を求めていることから、その余の部分について検討すると、報告書作成者職氏名及び事業者職氏名の各欄の情報は、当該事業場の特定につながる情報であると認められる。

しかしながら、労働者数欄の情報は、上記ア(ウ)において開示すべきと判断した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分のうち、労働者数欄の記載は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 上記a及びbで検討した部分以外の不開示部分について

当該部分は、発生日時、被災地の場所及び災害発生状況及び原因の各欄である。

当該部分のうち、発生日時欄並びに災害発生状況及び原因欄の

5行目の不開示部分は、上記ア（オ）において開示すべきと判断した情報と同様の情報であると認められる。

しかしながら、その余の部分は、災害発生の場所の特定につながる情報であり、本件労働災害に関する情報を知る者には、災害発生事業場が特定される可能性があるとして認められる。

したがって、当該部分のうち、発生日時欄並びに災害発生状況及び原因欄の5行目の不開示部分は、上記ア（オ）と同様の理由により、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記（1）ア（ア）と同様の理由により、同条2号イに該当すると認められ、1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### カ 死体検案書の不開示部分について

当該文書は、上記（1）オ（イ）のbにおいて検討した文書と同様の情報が記載されていると認められる。

#### （ア）別表2の2欄に掲げる23（「一氏名」欄ないし「六外因死の追加事項」欄の原処分不開示の各項目）の不開示部分について

当該部分は、上記（1）オ（イ）のb（a）において検討した情報と同様に一体として被災者個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、傷害発生日時分の不開示部分（分の記載のみ）は、上記ア（オ）において開示すべきと判断した情報と同一であると認められ、また、手段及び状況の記載は、原処分において既に開示されている情報と同様の内容であると認められることから、いずれも同号ただし書イに該当し、同様の理由から、同条6号柱書き及びイのいずれにも該当しない。

その余の部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名及び生年月日は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、死亡の箇所等の機微な情報であるため、部分開示できない。

したがって、当該部分のうち、傷害発生日時分欄の不開示部分並びに手段及び状況欄の記載は、法5条1号ただし書イに該当し、同様の理由により、同条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、

開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる24(死体検案日及び検案者の所属、職名、印影並びに発行年月日)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)オ(イ)b(b)で検討した情報と同様の情報が記載されていると認められる。

したがって、(1)オ(イ)b(b)と同様の理由により、当該部分のうち、死体検案日、発行年月日並びに職名の8文字目及び9文字目は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 別表2の2欄に掲げる25(タイムカード)及び26(履歴書)の不開示部分について

当該文書は、本件災害の被災者のタイムカード及び履歴書である。

記載内容は、一体として当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 別表2の2欄に掲げる27ないし33及び37(事業場提出資料)の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由に

より、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 業務従事者選定通知書の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場に対して、業務従事者として選定したことを通知する文書である。

(ア) 別表2の2欄に掲げる34（通知年月日）の不開示部分について

当該部分は、災害発生事業場に当該通知を発出する日付である。これを公にしても当該事業場を特定することは困難であると認められ、また、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表2の2欄に掲げる35（委託名）の不開示部分について

当該部分は、委託事業名の一部であり、災害発生事業場の特定につながる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる36（現場責任者、現場副責任者及び収集運搬作業員の氏名、生年月日及び運転免許（取得年月日）の各欄）の不開示部分について

当該部分は、現場責任者等の各人について一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名及び生年月日は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の運転免許（取得年月日）欄の記載も本件災害関係者等一定の者には、当該現場責任者等が誰であるか特定できることとなるため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同

条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3の不開示部分について

ア 災害調査復命書本体の不開示部分について

(ア) 別表2の2欄に掲げる1(「代表者職氏名」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(ア)で検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる2(「安全管理体制」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(イ)で検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(イ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる3(「労働者数」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(ウ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 別表2の2欄に掲げる4(「災害発生地」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(エ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。また、当該部分には、諮問庁が諮問にあたり開示するとしている情報からおのずと明らかとなる部分は認められない。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 別表2の2欄に掲げる5(「発生年月日時」欄)の不開示部分に

ついて

当該部分は、上記（２）ア（オ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（２）ア（オ）と同様の理由により、法５条１号、２号イ並びに６号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（カ）別表２の２欄に掲げる６（「被災状況」欄）の不開示部分について

当該部分は上記（１）ア（カ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（カ）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められ、同条６号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（キ）別表２の２欄に掲げる７（「発生状況、原因等の概況」欄）の不開示部分について

当該部分は上記（１）ア（キ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（キ）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められ、同条２号イ並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ク）別表２の２欄に掲げる８（「面接者職氏名」欄）の不開示部分について

当該部分は、上記（１）ア（ク）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（ク）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められ、同条２号イ並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ケ）別表２の２欄に掲げる９（「災害発生状況の詳細」欄）の不開示部分について

当該部分は、上記（１）ア（ケ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）ア（ケ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当すると認められ、同条１号、２号イ及び６号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（コ）別表２の２欄に掲げる１０（「災害発生の原因、防止のために講

すべき対策等の詳細」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ア(コ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

当該部分のうち、8頁2行目、17頁27行目1文字目ないし37文字目及び18頁1行目25文字目ないし2行目末尾には、個人に関する情報は記載されておらず、また、これを公にしても災害発生事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、8頁2行目、17頁27行目1文字目ないし37文字目及び18頁1行目25文字目ないし2行目末尾は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(サ)別表2の2欄に掲げる11(「違反条項」,「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄)の不開示部分について

当該部分の情報は、上記(1)ア(サ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

当該部分のうち、「署長判決および意見」欄及び「調査官の意見および参考事項」欄の1行目1文字目ないし13文字目及び18文字目ないし2行目13文字目並びに6行目13文字目ないし7行目末尾は、上記(1)ア(サ)と同様の理由により、法5条6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別表2の2欄に掲げる12(添付資料目次)の不開示部分について

当該部分は、添付資料の内容等が記載されていると認められる。

そこで検討するに、当該添付資料は、災害関係者から提供された資料等であるが、当該部分の情報は、それら資料の題名及び枚数等にすぎず、これを公にしても労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれ、労働基準行政事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し

くは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 添付書類（「災害発生事業場の地図、図面及び写真」）の不開示部分について

（ア）別表2の2欄に掲げる13（災害発生現場の地図）について

当該部分は、災害発生現場を示す地図であり、上記（1）エ（ア）のaにおいて検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）ア（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）別表2の2欄に掲げる14（災害発生現場の写真及びその記事の内容）の不開示部分について

当該部分は、本件災害に係る関係者の協力を得て撮影した写真及び当該写真の記事を記載したものと認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 是正勧告書（控）の不開示部分について

（ア）別表2の2欄に掲げる15（代表者職氏名）の不開示部分について

当該部分は、上記（1）イ（ア）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）ア（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）別表2の2欄に掲げる16（「法条項等」、「違反事項」及び「是正期日」の各欄）の不開示部分について

当該部分は、上記（1）イ（イ）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分のうち、「法条項等」及び「違反事項」の各欄の記載は上記（1）ア（エ）後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、その余の「是正期日」欄の記載は、上記（1）イ（イ）bと同様の理由により、同号柱書き

及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 指導票の不開示部分について

(ア) 別表2の2欄に掲げる17(代表者職氏名)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ウ(ア)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる18(「指導事項」欄)の不開示部分について

当該部分は、上記(1)ウ(イ)において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分のうち、40頁の1行目1文字目ないし41頁4行目末尾及び41頁5行目26文字目ないし7行目末尾の記載は、法5条6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、同条6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 事業場提出資料について

(ア) 別表2の2欄に掲げる19ないし23(事業場内部文書)の不開示部分について

当該文書は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(エ)後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の2欄に掲げる24(死亡届及び死亡検案書)の不開示部分について

a 死亡届について

当該文書は、上記(1)オ(イ)aにおいて検討した文書と同様の文書であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)ア(キ)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 死体検案書について

当該文書は、上記（１）オ（イ）のbにおいて検討した文書と同様の文書であると認められる。

(a) 被災者に関する情報について

当該部分は、上記（１）オ（イ）b（a）において検討した情報と同様の情報であると認められる。当該部分のうち、傷害が発生したところの種別欄の記載は、原処分において既に開示されており、また、傷害が発生したところ欄の県名及び市名は諮問庁が諮問に当たり開示するとしている。

したがって、上記（１）オ（イ）b（a）と同様の理由により、当該部分のうち、傷害が発生したところの種別欄及び傷害が発生したところ欄の県名及び市名は、法5条1号ただし書イに該当し、同条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(b) 検案を行った医師に関する情報について

当該部分は、上記（１）オ（イ）b（b）及び（c）において検討した情報と同様の情報であると認められる。

したがって、当該部分のうち、検案年月日及び本件検案書発行年月日の記載内容は、上記（１）オ（イ）b（b）と同様の理由により、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表2の2欄に掲げる25ないし31（被災者個人情報）の不開示部分について

当該文書は、履歴書等の本件災害の被災者の個人情報に記載されていると認められ、それぞれの文書において、一体として、当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、

これらの文書において、審査請求人が開示を求めている氏名や生年月日等の個人識別部分を除いた部分の情報は、当該被災者の健康診断の結果等、通常、人に知られることを忌避する機微な情報であると認められ、これを公にすると当該被災者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 2

1 文書番号及び 文書名		2 原処分において不開示と された部分		3 該当条 文 (法5条)	4 2の うち開示 すべき部 分
		通し 頁	該当部分		
文 書 1	災害調査復命 書本体	1	1 「代表者職氏 名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			2 「安全衛生管理 体制」欄の6 安全衛生責任者 職氏名	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			3 「所定労働時 間」欄 (新たに開示す る。)		
			4 「労働者数」欄	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	全部
			5 「災害発生地」 欄 (1ないし4文 字目(「神奈川 県」部分)を新 たに開示す る。)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	1文字目 ないし3 文字目
			6 「発生年月日」 欄のうち原処分 不開示部分 (「日」及び 「曜日」の部分 を新たに開示す る。)	1号並びに6 号柱書き及び イ	全部
			7 「被災状況」欄 (職種を新たに 開示する。)	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし

		1	8	「発生状況，原因等の概況」欄のうち原処分不開示部分 (1行目1ないし10文字目，12文字目，15ないし19文字目，33文字目，39ないし43文字目及び2行目7ないし11文字目並びに6行目47文字目，50文字目及び7行目1文字目及び4文字目を新たに開示する。)	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
			9	「面接者職氏名」欄	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		2 ない し 9	10	災害発生状況の詳細のうち原処分不開示部分 (7頁21行目1ないし2文字目及び16ないし18文字目並びに8頁1行目27ないし29文字目を新たに開示する。)	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		10 ない し 12	11	災害発生の原因，再発防止のために講ずべき対策等の詳細の	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	10頁2行目，23行目及び24行

				うち原処分不開示部分 (10頁18ないし22行目, 25ないし27行目及び11頁 1ないし12行目を新たに開示する。)		目並びに 11頁1 3行目
		13	12	「違反条項」, 「署長判決および意見」並びに 「調査官の意見および参考事項」欄	6号柱書き及びイ	「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」欄の3行目5文字目ないし17文字目及び5行目3文字目ないし6行目末尾
是正勧告書 (案)	14	13	代表者職氏名 (「殿」を開示)	1号, 2号イ 並びに6号柱書き及びイ	なし	
		14	「法条項等」, 「違反事項」及び「是正期日」 欄	6号柱書き及びイ	「是正期日」欄	
指導票(案)	15 ない し 18	15	代表者職氏名 (「殿」を開示)	1号, 2号イ 並びに6号柱書き及びイ	なし	
		16	「指導事項」欄	6号柱書き及びイ	15頁1 行目1文	

						字目ない し 20 文字目, 2 行目 1 1 文字目ない いし 1 6 頁 3 行目 末尾, 1 7 頁 1 行 目 1 文字 目ないし 20 文字 目, 2 行 目 1 2 文 字目ない し 3 行目 4 文 字 目, 3 行 目 1 5 文 字目ない し 3 3 文 字目及び 4 行目 5 文字目な いし 1 8 頁 4 行目 末尾
	添付書類（災害発生事業場の地図、図面及び写真）	1 9 ない し 2 1	1 7	災害発生現場の地図等	2 号イ並びに 6 号柱書き及 びイ	2 1 頁
		2 2 ない し 3 0	1 8	災害発生現場の写真及びその記事の内容	2 号イ並びに 6 号柱書き及 びイ	なし

事業場提出資料	3 1	1 9	事業場内部文書	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	3 2 ない し 3 3	2 0	事業場内部文書	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	3 4 ない し 5 5	2 1	事業場内部文書	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	5 6	2 2	事業場内部文書	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	5 7	2 3	事業場内部文書	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	6 0 ない し 6 2	2 4	事業場内部文書	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	6 3 ない し 7 1	2 5	事業場内部文書	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	7 2	2 6	死亡届及び死亡診断書のうち原処分不開示の各項目 (死亡診断書の「傷害が発生したとき」のうち「日」の数字部分及び「手段及び状況」欄を新たに開示する。)	1号並びに6号柱書き及びイ	死亡診断書の傷害が発生したとき欄, 傷害が発生したところ欄の県名及び市名, 傷害が発生したところ

						の種別欄，診断年月日，本診断書発行年月日及び（検案を行った医師の）職名
		7 3	2 7	療養補償給付たる療養の給付申請書のうち原処分不開示の各項目 （「⑩負傷又は発病月日」及び労働基準監督署名を新たに開示する。）	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	⑰負傷又は発病の時刻欄の不開示部分及び⑲災害の原因及び発生状況欄の1行目23文字目ないし36文字目及び2行目14文字目ないし4行目末尾
		7 4	2 8	診療費請求内訳書のうち原処分不開示の各項目 （「⑦傷病年月日」を新たに開示する。）	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		7 5 ない し 7 6	2 9	労働者名簿のうち原処分不開示の各項目	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし

		77	30	事業場内部文書	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		78	31	貸金台帳のうち 原処分不開示の 各項目	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		79 ない し 80	32	気象庁の天気デ ータ (原処分不開示 部分を新たに開 示する。)		
		81 ない し 84	33	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		85 ない し 90	34	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		91 ない し 94	35	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		95 ない し 97	36	時間外労働・休 日労働に関する 各文書のうち原 処分不開示の各 項目	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	労働者数 欄
		98 ない し 1 05	37	事業場内部文書	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
文 書 2	災害調査復命 書本体		1	「代表者職氏 名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし

1	2	安全衛生管理体制欄の4 作業指揮者職氏名	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	3	「労働者数」欄	2号イ並びに6号柱書き及びイ	全部
	4	「災害発生地」(1ないし3文字目(「横浜市」部分)を新たに開示する。)	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	5	「発生年月日時」欄のうち原処分不開示部分(「日」及び「曜日」の部分を開示する。)	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	全部
	6	「被災状況」欄(「被災者氏名」, 「年令」, 「経歴年数」, 「勤続年数」及び「出稼・一般の別」の項目)	1号並びに6号柱書き及びイ	なし
	7	「発生状況, 原因等の概況」欄のうち原処分不開示部分(1行目1ないし11文字目, 15文字目, 18ないし22文字目, 26ないし39文字目及び2行目4ない	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	5行目の不開示部分

				し 6 文字目, 1 5 ないし 3 0 文 字目, 4 5 ない し 4 8 文字目及 び 3 行目 1 ない し 2 文字目, 4 ないし 6 文字目 及び 7 行目 2 5 ないし 2 7 文字 目, 2 9 文字目, 3 1 ないし 3 2 文字目, 3 4 ない し 3 6 文字 目, 4 0 文字目 及び 4 3 文字目 を新たに開示す る。)		
		8		「面接者職氏 名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
	2 ない し 7	9		災害発生状況の 詳細のうち原処 分不開示部分 (6頁22行目 27ないし30 文字目(「(横 浜)」)を新たに 開示する。)	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
	8 ない し 12	10		災害発生の原 因, 防止のため に講ずべき対策 等の詳細のうち 原処分不開示部 分 (10頁17な いし18, 21	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	9頁20 行目, 1 0頁19 行目及び 20行目 並びに1 1頁14 行目

			ないし27行目及び11頁1ないし13行目（「10 同種災害の再発防止対策」を新たに開示する。）		
		13	11	「違反条項」, 「措置」, 「署長判決及び意見」並びに「調査官の意見及び参考事項」欄	6号柱書き及びイ 「措置」欄, 「署長判決及び意見」欄及び「調査官の意見及び参考事項」欄の3行目22文字目ないし5行目末尾
是正勧告書 (控)	14	12	「代表者職氏名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱書き及びイ	なし
		13	「法条項等」, 「違反事項」及び「是正期日」欄	6号柱書き及びイ	是正期日欄
		14	「受領者職氏名」欄及び印影	1号, 2号イ 並びに6号柱書き及びイ	なし
指導票(控)	15	15	代表者職氏名（「殿」を開示）	1号, 2号イ 並びに6号柱書き及びイ	なし
		16	「指導事項」欄	6号柱書き及びイ	1行目26文字目ないし29文字目

						以外の記載
			17	「受領者職氏名」欄	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	添付書類（災害発生事業場の地図, 図面及び写真）	16 ない し 24	18	災害発生現場の地図	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		25 ない し 45	19	災害発生現場の写真及びその記事の部分のうち記事の内容	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
事業場提出資料	労働者死傷病報告	46	20	「労働保険番号」欄	2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
			21	「発生日時」欄のうち「日」の数字部分, 「被災地の場所」欄のうち「横浜市」の部分, 「災害発生状況及び原因」欄のうち1行目4ないし9文字目 (新たに開示する。)		
			22	上記欄を除く原処分不開示部分	1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイ	労働者数欄, 発生日時欄及び災害発生状況及び原因欄の5行目の不開示部分

事業場提出資料	死体検案書	4 7	2 3	「一氏名」欄ないし「六外因死の追加事項」欄のうち原処分不開示の各項目 （「四死亡の原因」欄のうち項目名「発病（発症）又は受傷から死亡までの期間」の印影以外の部分，「六外因死の追加事項」欄のうち傷害発生日時の「日」の数字部分，「傷害が発生したところの種別」欄の「横浜市」の部分新たに開示する。）	1号並びに6号柱書き及びイ	傷害発生年月日時分欄の不開示部分
			2 4	死体検案日及び検案者の所属，職名，印影並びに発行年月日	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	死体検案日，発行年月日並びに職名の8文字目及び9文字目
	タイムカード	4 8 ない し 5 1	2 5	原処分不開示部分	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
	履歴書	5 2 ない し	2 6	原処分不開示部分	1号並びに6号柱書き及びイ	なし

		5 3				
事業場 提出資料	5 4	2 7	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	5 5					
	5 6	2 8	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	5 7	2 9	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	5 8	3 0	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	5 9	3 1	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	6 0	3 2	自動車検査表 (様式の枠以外 の項目)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	6 1	3 3	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
業務従 事者選 定通知 書	6 2	3 4	通知年月日	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	全部	
		3 5	委託名 (「委託名」欄 の5ないし23 文字目を新たに 開示する。)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
		3 6	現場責任者，現 場副責任者及び 収集運搬作業員 の氏名，生年月	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし	

					日，運転免許 (取得年月日)		
		事業場 提出資料	63	37	原処分不開示部 分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
文 書 3	災害調査復命 書本体	1	1	1	「代表者職氏 名」欄	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
				2	「安全衛生管理 体制」欄の6 安全衛生責任者 職氏名	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
				3	「労働者数」欄	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	全部
				4	「災害発生地」 欄 (1ないし3文 字目(「川崎 市」部分)を新 たに開示す る。)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
				5	「発生年月日 時」欄のうち原 処分不開示部分 (「日」及び 「曜日」の部分 を新たに開示す る。)	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	全部
				6	「被災状況」欄 (「被災者氏 名」，「年令」， 「経験年数」， 「勤続年数」及 び「出稼・一般 の別」の項目。)	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし

			7	「発生状況，原因等の概況」欄のうち原処分不開示部分 (1行目13ないし14，23ないし25文字目を新たに開示する。)	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
			8	「面接者職氏名」欄	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		2 ない し 7	9	災害発生状況の詳細のうち原処分不開示部分 (6頁21ないし22行目，24行目16ないし18文字目並びに7頁15行目4ないし6文字目及び35ないし37文字目及び17行目8ないし9文字目を新たに開示する。)	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	なし
		8 ない し 18	10	災害発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細のうち原処分不開示部分 (11頁8行目17ないし18文字目及び27行目5ないし7	1号，2号イ並びに6号柱書き及びイ	8頁2行目，17頁27行目1文字目ないし37文字目及び18頁1行目25文字目ない

				文字目並びに1 7頁23ないし 26行目並びに 18頁3ないし 19行目を新た に開示する。)		し2行目 末尾
	19	11		「違反条項」, 「署長判決およ び意見」並びに 「調査官の意見 および参考事 項」欄	6号柱書き及 びイ	「署長判 決及び意 見」欄, 「調査官 の意見お よび参考 事項」欄 の1行目 1文字目 ないし1 3文字目 及び18 文字目な いし2行 目13文 字目並び に6行目 13文字 目ないし 7行目末 尾
職員作成文書	20	12		添付資料目次 (1行目, 3行 目及び7ないし 9行目を新た に開示する。)	6号柱書き及 びイ	全部
添付書類(災 害発生事業場 の地図, 図面 及び写真)	21 ない し 23	13		災害発生現場の 地図	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし

	2 4 ない し 3 8	1 4	災害発生現場の 写真及びその記 事の部分のうち 記事の内容	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
是正勧告書	3 9	1 5	代表者職氏名 (「殿」を開 示)	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		1 6	「法条項等」, 「違反事項」及 び「是正期日」 欄	6号柱書き及 びイ	「是正期 日」欄
指導票	4 0 ない し 4 2	1 7	代表者職氏名 (「殿」を開 示。)	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		1 8	「指導事項」欄	6号柱書き及 びイ	4 0 頁 1 行目 1 文 字目 ない し 4 1 頁 4 行目 末 尾 及び 4 1 頁 5 行 目 2 6 文 字目 ない し 7 行目 末尾
事業場提出資 料	4 3	1 9	事業場内部資料	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
	4 4	2 0	事業場内部資料	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
	4 5 ない し 4 6	2 1	事業場内部資料	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし

		47 ない し 49	22	事業場内部資料	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		50	23	事業場内部資料	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		51	24	死亡届及び死体 検案書のうち原 処分不開示の各 項目 (死亡届の「死 亡したとき」欄 のうち「日」に 関わる部分及び 死体検案書の 「傷害が発生し たとき」欄のう ち「日」に関わ る部分を新たに 開示する。)	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	傷害が発 生したと ころの種 別欄, 傷 害が発生 したとこ ろ欄の県 名及び市 名, 検案 年月日及 び本件検 案書発行 日
		52	25	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		53	26	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし

		5 4	2 7	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		5 5	2 8	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		5 6	2 9	被災者個人情報のうち原処分不開示の各項目	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		5 7	3 0	被災者個人情報	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし
		5 8 ない し 7 0	3 1	被災者個人情報	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		7 1 ない し 7 8	3 2	川崎市の大気データ (新たに開示する。)		
		7 9	3 3	気象庁大気データ (新たに開示する。)		
		8 9 ない し 9 1	3 4	川崎市測定局詳細 (新たに開示する。)		

※原処分不開示部分のうち、個人の氏名及び住所並びに事業場の名称及び所在地については、審査請求人が開示を求めているため、諮問の対象としない。